

沼津市税賦課徴収条例の一部改正について

沼津市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月5日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

沼津市税賦課徴収条例（昭和30年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第18条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行なう」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の4第1項第3号及び第36条の5第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第36条の4第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の5第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

付則第12条の3中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

付則第18条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第18条の2の2 令和8年4月1日以後に第89条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第89条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第90条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第91条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第89条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあつては、

当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第90条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第90条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 付則第12条の3中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項の次に1項を加える改正規定及び付則第4条の規定 公布の日

(2) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の4第1項第3号及び第36条の5第1項の改正規定並びに付則第3条の規定 令和8年1月1日

(3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正

する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日
（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の沼津市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）
第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について
適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後
の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税につい
ては、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項
の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条
第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の4第1項第3号及び第36条の5
第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）
に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の4第1項の規定は、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
（以下「2号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項
ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の4第1項及び第3項の規
定による申告書について適用し、2号施行日前に支払を受けるべきこの条例による
改正前の沼津市税賦課徴収条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただ
し書に規定する給与について提出した旧条例第36条の4第1項及び第3項の規定に
よる申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の5第1項の規定は、2号施行日以後に支払を受けるべき所得税法
（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条
の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）
について提出する新条例第36条の5第1項の規定による申告書について適用し、2
号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の5第1
項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定
資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例

による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 次項に定めるものを除き、この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例付則第18条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、沼津市税賦課徴収条例第89条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第91条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例付則第18条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 沼津市税賦課徴収条例第91条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例付則第18条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例付則第18条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

「提案理由」

地方税法等の一部改正に伴い、加熱式たばこに係る課税方式の見直しを行うほか、所要の改正を行うものである。